

令和８年・第１０回淡路市教育委員会	
日 時	令和８年９月２８日（月）午後２時３０分～午後３時４０分
場 所	淡路市役所本庁舎１号館大会議室１，２
出席者	教育長：角村光浩 教育委員：岸本伸明(職務代理)、丹野典子、久保雅一、川野りえ（欠席） 教育部長：水名口博行 教育部長兼指導主事：山本 哲 教育部付部長（公民館、図書館担当）：奥田拓也 教育部次長兼教育総務課長：岡山正道 教育部次長兼社会教育課長：中村貴志 教育部次長兼東浦図書館長：嶋根健治 教育部次長兼津名図書館長：鳶巣仁美 教育部社会教育課特命参事（文化財担当）：稲家秀美 教育部スポーツ推進課長：伊郷勇一郎 教育部学校教育課長兼指導主事：橋ヶ迫健 教育部学校教育課付課長（給食センター施設長）：藤永泰生 学校教育課特命参事兼指導主事：井高正和、田村真央
１．開 会 岡山次長 ただ今から、令和８年第１０回淡路市定例教育委員会を開催します。 なお、本日の会議は、川野委員が欠席されておられますが、教育長と在任委員の過半数が出席しているため、成立します。開会に当たり、角村教育長から挨拶を申し上げます。 ２．挨拶 角村教育長 （教育長挨拶） ３．前回会議録の承認について 岡山次長 ありがとうございました。次に、令和８年第９回定例会の会議録につきましては、９月１８日に送付しております。前もって御確認いただいていると	

と思いますが、何か訂正なり、御意見がありますでしょうか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

ないようですので、第9回定例会会議録の署名については、岸本委員、久保委員にお願いいたします。

4. 会議録署名委員の指名について

岡山次長

それでは、本日の会議録署名委員の指名に移らせていただきます。

角村教育長

本日の会議録署名委員には、久保委員、丹野委員にお願いいたします。

5. 教育長月間活動報告

岡山次長

それでは、角村教育長から月間活動報告をお願いします。

角村教育長

(資料に基づいて説明)

岡山次長

教育長月間活動報告について、何か御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

それでは、ないようでございますので、これからの会議の進行については、角村教育長でお願いします。

6. 議事

角村教育長

それでは、失礼します。ここで、あらかじめ申し上げます。委員並びに事務局職員の発言は挙手により、私から指名しますので、その後、発言をお願いします。

それでは、議事に先立ち、議案及び報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りいたします。

「6 議事」中、また、議案第30号「教育委員会の所属職員の任免の件」につきましては、会議規則第7条第1項第1号に規定する「非公開とすることができる人事関係案件」に当たります。職員の任免を適切に取り扱うための準備段階の情報であり、正式に発令されるまでの間は、非公開の取扱いが適当と考えます。

また、議案第31号「淡路市学校事故調査委員会委員の委嘱」につきましては、会議規則第7条第1項第2号に規定する「附属機関の委員の委嘱又は任命に関する事件」に当たります。当該委員会は、公正中立に事故調査を行う委員会であり、氏名を公表することで、委員への不当な圧力干渉など素直な意見交換に支障が生じるおそれがあるなど、公正中立な事故調査に支障を来すおそれがあるため、非公開の取扱いが適当と考えます。

については、議案第30号及び議案第31号については、非公開の取扱いとしてよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手願います。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、非公開と決定します。

なお、配布資料は、会議次第のみとし、議案等については、備え付け資料を閲覧していただくものとします。

本日の会議は、公開案件の協議・報告事項を先に審議し、全て終了後に、非公開の案件の審議を行い、閉会という流れで進めたいと思います。

角村教育長

最初に、議案第27号「淡路市体育センターの設置及び管理に関する条例及び淡路市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定の件」について、事務局から説明してください。

岡山次長

それでは、議案第２７号「淡路市体育センターの設置及び管理に関する条例及び淡路市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定の件」について、御説明させていただきます。

６月に開催された第１２１回淡路市議会定例会において、「淡路市体育センターの設置及び管理に関する条例及び淡路市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例」が可決され、成立しました。この改正条例では、施行期日を、「公布の日から起算して６か月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。」と規定しており、教育委員会規則において、施行期日を定める必要があります。

既にご存知のとおり、一宮体育センターの空調設備は、本年８月に供用を開始しており、市内４中学校の体育館空調設備も、９月３０日までに工事が完了する見込みであり、１０月中に工事検査を受けた後に、引渡しを受ける予定です。

以上の状況から、１１月１日から供用を開始できる見通しが立ったため、改正条例の施行期日のうち中学校体育館の使用料の施行期日について、１１月１日からと定めます。

以上で、御説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

角村教育長

９月３０日に工事が終わり、工事検査して引渡しは１０月中となる場合は、引渡し以降の学校行事については、空調設備の稼働ができるということですか。

岡山次長

その予定です。本工事に係る工事検査を、１０月１９日に行う予定としています。その後、事業者から成果物の引渡しを受けて、正式に市のものになると、それ以降は学校行事等でも使用可能です。ただし、一般利用者の空調使用の許可については１１月１日からとし、条例に定める空調設備の使用料を徴収することとします。

角村教育長

一宮体育センターの空調設備は、供用開始してから約２か月经ちますが、利用状況や課題等がありますか。

伊郷課長

一宮体育センターの空調設備について、8月の利用状況を報告させていただきます。

8月は、4団体が空調設備の使用を伴う体育センターの使用がありました。最初に、学校部活動の地域展開による「AWA★CLUB」の利用が、20日間で64時間ありました。次に、中学校部活動の利用で、12日間で35時間でした。続いて、本市のスポーツ協会所属団体が、18日間52時間利用し、最後に、一般の方の利用が、4日間で12時間でした。ほぼ連日の利用があり、延べ54日で162時間の利用がありました。

角村教育長

空調の稼働に係る燃料費は、どのような状況ですか。

伊郷課長

それなりに燃料を消費しており、補正予算等必要な対応を考えております。

久保委員

学校の体育の授業等での使用は、どのような状況ですか。

伊郷課長

現時点では、学校夏季休業中である8月の集計にとどまっており、間もなく使用状況が分かると思います。

山本部長

一宮中学校は、9月下旬に体育大会があり、それに向けて屋外で体育大会の練習が多くなる時期です。そのため、9月の体育の授業は、多くが屋外で行われる状況です。ただ、雨天のため体育館内で体育大会の練習をすることはあります。

角村教育長

ほかにはないので、採決に移ります。議案第27号「淡路市体育センターの設置及び管理に関する条例及び淡路市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定の件」について、原案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第28号「淡路市立学校施設使用規則の一部を改正する規則制定の件」について、事務局から説明してください。

岡山次長

それでは、議案第28号「淡路市立学校施設使用規則の一部を改正する規則制定の件」について、御説明させていただきます。

このたび、中学校体育館に空調設備を整備することに伴い、学校教育目的以外で施設を利用する場合、空調設備の使用に係る実費相当分を、施設使用者から新たに徴収します。従来の申請様式には、空調設備の利用に関する項目が含まれておらず、利用者が空調設備の使用を申請できないため、関係する様式を一部改正するものです。

以上で、御説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

久保委員

実費相当分というのは、どれぐらいの金額でしょうか。

岡山次長

中学校体育館の空調設備の使用料について、現在定めている金額は、中学校体育館を1時間全面使用した場合は1,000円で、片面使用した場合は500円です。この金額は、空調設備を稼働する場合に生じる経費を基に、実費相当分を負担していただくために算出したものです。

久保委員

一宮体育センターの空調設備使用料も、同様の考え方で設定されたものですか。

岡山次長

そのとおりです。ただし、一宮体育センターは、他の中学校体育館と比べて面積が倍ありますので、実費相当である料金設定も、他の体育館よりも高く設定しています。

角村教育長

体育館空調を使用する場合の、半面ずつ別の団体が利用する場合について、料金に関するトラブルはありませんか。

伊郷課長

現在のところ、そのようなトラブルは聞いておりません。

久保委員

体育館を半面だけ利用される方に対して、空調使用と料金の考え方について教えてください。

岡山次長

体育館の空調機器は、体育館内全体を冷やすために必要な室外機と室内機の数を経査し、設計されています。体育館を利用される方が、体育館半面だけ利用されるので半分だけ機器を稼働させた場合、少ない設備で過大な容積を冷やそうとするため、空調機器に大きな負担が掛かります。その結果、故障の発生や耐用年数が短くなる可能性が高くなるおそれがありますので、体育館を半面だけ使用する場合であっても、空調設備全面を稼働させていただくような運用としています。

このような運用は、淡路市だけが特別ではなく、体育館空調を設置している他の自治体であっても同じ扱いをされています。

丹野委員

体育館の半面使用をするとき、全面を冷やす空調を稼働させるのに、料金は半面しかいただかないのであれば、もう半面を冷やすのに掛かる経費は、市が負担することになるのですか。

岡山次長

おっしゃるとおり、市の負担になります。しかし、このような設定になった経緯として、先ほどの空調機器のこともありますし、空調設備を設置した本来目的は熱中症対策ですので、空調を使うことを控えることによって熱中症を発生してしまったら、設置した意味がなくなってしまいます。その点は、利用者

の側に立って、使いやすい状況になるようにしております。

岸本委員

一般の方が空調を使うに当たって、温度設定等は考えていますか。

岡山次長

目安の温度はお示ししようかと考えております。しかし、体育館は運動競技を行うところであり、また、そのときの室外温度も関係するところですので、一概にこの温度に設定するようにすることは難しいと考えています。そのため、実際に使うときの状況によって判断していただくようにすることが現実的ではないかと思います。

ですので、空調温度の設定の考え方について、お示ししようと考えております。

角村教育長

ほかにはないので、採決に移ります。議案第28号「淡路市立学校施設使用規則の一部を改正する規則制定の件」について、原案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第29号「淡路市すずのね・学びの灯（ともしび）奨学金支給規則」について、事務局から説明してください。

橋ヶ迫課長

それでは、議案第29号「淡路市すずのね・学びの^{ともしび}灯 奨学金支給規則」について、御説明させていただきます。本奨学金制度の設置は、8月定例教育委員会において、9月議会に上程する議案に係る意見聴取として、「淡路市特定奨学金等基金条例の一部を改正する条例制定の件」を承認いただきました。このたびは、その運用に当たっての規則の制定となります。

本規則は、御寄附いただいた篤志家がお持ちであった奨学金創設の思いを反映させることを基本とし、詳細についても、篤志家の御意向を伺いながら定めたものです。

本奨学金は、貸与型ではなく返済不要の給付型としており、他の奨学金等と併用して受給できるものとしております。

第1条及び第2条では、この規則の趣旨と対象者を規定しています。条件として、ひとり親家庭であること、高校等に在学していること、市内在住であること、経済的な困難性があること及び4年制の大学に進学を希望していることを条件にしています。この「高校等」という部分は、基本的には学校に在籍している方を対象としており、学校に在籍せずに大学をめざしている方は対象となりません。第2条第1項各号に掲げる点を要件としています。その他どうしてもここに当てはまらず協議が必要である場合は、第2条第2項において、協議の上対象なるかを判断させていただきます。経済的な困難性に関する要件については、別の特定奨学金と同じ基準を用いて設定しています。その他これらの基準にそのまま当てはまりにくい場合は、先ほどと同様に、第2条第2項において判断することとしています。

続いて、第4条第3項を御覧ください。申請に対する決定について、「当該予算の定めを超えない範囲で」決定を行うこととしております。これは、交付者を、1年間に4人以下を想定しており、第5条にある1人当たり25万円で積算して年間100万円を予算計上しています。寄附金は、500万円を受けており、ある程度一定して継続した基金制度にしたいという思いをお持ちでありますので、1年当たり4人を交付者とする、年間100万円として最短で5年間継続できます。御寄附いただいた500万円を原資とした制度ですので、御寄附いただいた金額を使い切るまでの制度と考えています。例えば、初年度3人の申請があった場合、単年度では1人分の予算が余ることとなります。その場合は、翌年度の予算を5人分にするのではなく、さらに後年度に継続していくことを考えています。寄附金の原資が100万円を切った場合に、原資の残額を上限額にするため、このような表記としております。

逆に、申請が4人を超える場合は、選考をして決定する必要があります。選考については、保護者の経済状況を中心に審査することを想定しております。

以上で、御説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

久保委員

ひとり親家庭を対象とされていますが、例えば、両親とも不在で祖父母が

養育しているようなケースも想定されると思いますが、そのような場合も対象となりますか。

橋ヶ迫課長

そのような場合は、協議による判断になる可能性があります。御寄附を頂いた篤志家の元々の思いが、「ひとり親家庭に属する学生に対する奨学金を」ということでありますので、そこは尊重する必要があると思います。しかし、経済的に困窮している学生に対する支援という思いもありますので、そこは協議して判断することになると考えられます。

岸本委員

支給対象者の条件ですが、不登校の方や、いわゆる「高認」を取っておられるひとり親世帯に属する方は、対象になりますか。

橋ヶ迫課長

この制度では、学校に所属する学生を対象としているので、学校に在籍していない場合は対象とできません。

久保委員

ひとり親家庭というのは、様々な事情があると思いますが、ひとり親だった保護者が再婚された場合は、返還をすることになりますか。

橋ヶ迫課長

家庭状況の変化については、実情により協議することになると考えられます。基本的には、進学しようと思っていたときの状況を支援したいということが大前提にありますので、その後に何らかの事情があって、状況がずれてしまった場合であっても、進学をめざしたときの状況を中心に考えることになると思います。

角村教育長

本件は、寄附金の５００万円を基金に積み立てる条例制定と補正予算が９月議会に上程されており、明日、市議会の議決があります。そのため、その条例案と補正予算案が、仮に市議会で可決されない場合、この規則の制定ができないことになります。もしに、否決をされた場合は、規則の公布をしない手続等をする前提で、この議案について諮りたいと思います。

議案第２９号「淡路市すずのね・学びの灯（ともしび）奨学金支給規則」

について、原案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

公開議事が終わりましたので、続いて、協議・報告事項へ移ります。

最初に、報告第21号「教育委員会の所属職員の任免」について、事務局から説明してください。

岡山次長

それでは、報告第21号「教育委員会の所属職員の任免」について、御説明させていただきます。

淡路市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第7号において、「委員会及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の任免その他の人事に関すること。」は、委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項とされています。

しかし、緊急に処理する必要があるため、教育委員会の会議を招集する時間的な余裕がないため、規則第3条の規定に基づき、教育長が臨時代理をいたしました。

任免の内容については、別紙のとおりとなっています。以上で、報告を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、報告第21号「教育委員会の所属職員の任免」について、報告を終わります。

続いて、報告第22号「文化財保護審議会の会議報告」について、事務局から説明をしてください。

稲家特命参事

それでは、報告第22号「文化財保護審議会の会議報告」について、御説明させていただきます。

8月19日に、淡路市文化財保護審議会を開催いたしました。本審議会の主な所管である文化財の指定と解除に係る審議は、今回はありませんでした。よって、今年度の文化財関係事業の御説明を行い、令和8年4月から、北淡震災記念公園の所管が教育委員会へ移管されましたため、国の天然記念物の保存と展示をしております野島断層保存館を視察いただきました。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、報告第22号「文化財保護審議会の会議報告」について、報告を終わります。

続いて、資料No.21「舟木遺跡調査委員会及び舟木遺跡整備計画検討会の会議報告」について、事務局から説明してください。

稲家特命参事

それでは、資料No.21「舟木遺跡調査委員会及び舟木遺跡整備計画検討会の会議報告」について、御説明させていただきます。

8月24日に、舟木遺跡調査検討会を開催いたしました。現在、舟木遺跡の発掘調査を実施しています。今回の検討会において、発掘調査現場での指導や、発掘した遺物の評価に御指導いただきました。今後予定しております舟木遺跡の整備事業に、今回の発掘調査結果を反映していきたいと考えております。

また、同日の午後には、舟木遺跡整備計画検討会を開催いたしました。本検討会は、令和6年度に発足し、今回が4回目の開催となります。今回の検討会では、整備計画の大綱や方針の設定、また、史跡整備における方針、動線計画や看板の設置等について、御検討いただきました。本計画は、今年度中に策定が終了する予定としております。今後は、検討会においていただいた御意見を反映し、策定の作業を加速していきたいと考えております。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、資料No.2 1「舟木遺跡調査委員会及び舟木遺跡整備計画検討会の会議報告」について、協議を終わります。

続いて、資料No.2 2「淡路市立志筑公民館の休館」について、事務局から説明してください。

中村次長

それでは、資料No.2 2「淡路市立志筑公民館の休館」について、御説明させていただきます。

志筑公民館の空調設備の老朽化と故障に伴い、改修工事を実施します。そのため、令和8年10月1日から6日までの間、志筑公民館を休館とし、その旨を告示しております。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

角村教育長

利用者の調整と代替施設の対応等あると思いますが、それらの状況について、説明をお願いします。

中村次長

利用者への周知や説明は、工事期間を前もって志筑公民館長へ御説明させていただき、調整をしております。仮に、志筑公民館をどうしても使わなければならないことがあれば、津名公民館等を利用していただくように調整しています。

久保委員

志筑公民館は、以前学童保育を実施していた場所ですか。

中村次長

学童保育志筑は、現在、志筑小学校敷地の隣にある旧志筑会館で実施しています。

志筑公民館は、ふれあいセンターの奥にある旧津名町役場の第3庁舎に当たるところです。

角村教育長

ほかにはないので、資料No.2 2「淡路市立志筑公民館の休館」について、協議を終わります。公開案件の、協議・報告事項については、終了いたしました。

それでは、行事予定及び後援名義報告については、お配りしている資料のとおりです。この部分について、御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないので、続いて、事務局から報告がありましたらお願いいたします。

山本部長

それでは、教育委員会に係る訴訟について、御報告させていただきます。3月及び5月の定例教育委員会において御報告させていただいた、情報公開請求に係る手数料の取消訴訟について、9月3日に大阪高等裁判所で控訴審の判決がありました。

判決については、当方の主張を全面的に認める第一審の判決を維持するものでしたので、御報告させていただきます。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局から、報告がありました。この件について、何か御意見や御質問等ありますか。

角村教育長

上訴の２週間の不変期間が過ぎていると思いますが、確定していますか。

事務局

現在、代理人弁護士を通して裁判所に確認を取っているところです。次回定例会にて、御報告させていただきます。

角村教育長

ないようですので、次に、部活動地域展開の状況について報告してください。

田村特命参事

部活動地域展開の現在の状況について、御報告します。今夏より順次始まっている地域部活動ですが、現時点で運動部が２１団体、文化部が２団体の活動が始まっています。今後、１０月下旬からは、吹奏楽団体の地域部活動が始まる予定としております。また、運動部では、秋の中体連大会の新人大会にも１６団体が出場しております。９月中旬から大会が順次始まりますが、中には、県大会への出場を決めている団体もあると把握しています。このほかにも、各協会大会の出場も、適宜行っていただいています。

地域部活動の開始に伴って、淡路市生活観光バス、いわゆる「あわ神・あわ姫バス」の利用に対する補助も始まっております。８月中の利用者は、延べ９０人であり、想定していたよりも多い人数と考えています。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局から、報告がありました。この件について、何か御意見や御質問等ありますか。

久保委員

生徒の参加状況は、どのような状況ですか。参加している生徒の割合は分かりますか。

田村特命参事

現在、市内の中学校１年生と２年生は、現在６３４人在籍していますが、約半数である５０パーセント程度の参加となっています。吹奏楽は、これからの入部となるので、今後、参加者がもう少し増えるのではないかと考えています。

角村教育長

部活動地域展開が始まりましたが、担当者の主観として、「うまくいっている」とか、「課題が見えている」といったような、どのように感じていますか。

田村特命参事

地域部活動に参加する生徒は、やはりこれまで取り組んでいたことを続けられるということや、中体連の大会等に参加できるということには、大変やりがいも感じているようです。指導者の方も、やはり、大会参加等をめざして丁寧に指導していただいているように感じています。

しかし、これからも続くであろう課題として、送迎の問題があります。平日の練習を実施し始めている団体もありますが、練習開始時間が午後6時頃からになってしまうことと、終了時刻がそれに伴って午後9時頃になってしまいます。そうすると、どうしても保護者の送迎が必要になってくるので、今後、御家庭にも負担感が生じてくるのではとないかと思います。

また、地域部活動団体から、今後、補助金や費用面での御相談が増えてくるのではないかと思います。今後、もっと様々な課題が出てくると思います。

角村教育長

細かな課題はこれから増えてくると思いますが、際立った大きな課題は、現時点では直面していないという理解でいいですか。

田村特命参事

現時点で一番大きな課題は、保護者や各方面から声が出ている送迎の問題です。

久保委員

送迎の関係で、「あわ神・あわ姫バス」は使われているのですか。

田村特命参事

当方としては、送迎は「あわ神・あわ姫バス」の利用補助を用意していましたが、利用券を取りに来られている団体も、11団体ありました。必要に応じ、生徒に配布いただいています。しかし、バス停の場所やバスの時刻について課題があるようで、なかなか、うまくいかない部分もあると聞いています。

角村教育長

公共交通機関に制限がある中では、行政としてどうしても限界があるので、保護者や地域の方など、いろいろな方に御協力をいただかないと成り立たないということですね。

丹野委員

バスの利用に関してですが、同じ部活に行こうとする生徒さんが、一度にバスに乗って、バスが混雑してしまっているといったことはありますか。

田村特命参事

現時点では、そのようなトラブルは聞いていません。

岸本委員

時々話を聞くのですが、^あWA^わ★CL^くUB^らの団体が北淡から遠いところにたくさんできていると思います。どこの地域の生徒が、地域部活動に多く参加しているかといったことは分かりますか。

田村特命参事

認識はしています。北淡中学校だけでなく、岩屋中学校で活動する地域部活動も少ない状況です。今後は、岩屋中学校と北淡中学校を拠点として活動できる部活動の認定を増やしていくことも検討しており、募集を行う予定としています。

角村教育長

地域部活動は、これから課題が表れてくると思うので、一つずつ丁寧に対応をしていきたいと思っております。また、御助言等よろしくお願いしたいと思います。

次に、事故調査委員会の状況について報告してください。

山本部長

淡路市学校事故調査委員会の現在の状況について、御報告します。現在、それぞれの職務に応じた委員を選定している段階です。今後、選定を受けて、保護者に対して説明をしていくことになります。その後、第1回目の委員会の日程を調整していくという状況にあります。第1回目の委員会の開催までには、時間を要する状況です。

角村教育長

事務局から、報告がありました。この件について、何か御意見や御質問等ありますか。

角村教育長

現在の学校の状況は、どうなっていますか。

山本部長

事案発生以降は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携しながら対応していました。一番心配されていたのは、9月当初の新学期の始まりでした。これに合わせて、スクールカウンセラー1名を学校に入っていただき、何とかスムーズに新学期へ入ることができています。子どもたちは、平常に近い様子になりつつあるのかとは思いますが、内面的な部分は外形的に判断できないので、引き続き、見取りが必要であると考えています。

角村教育長

教職員は、どのような状況ですか。

山本部長

教職員についても、事案発生以後、悩みを抱える者もありました。時間が経つ中で、子どもたちとの授業や学校生活を送っていく中で、徐々落ち着きが戻ってきているかと認識しております。

角村教育長

各個人の内面は見えない部分が大きいので、指導主事をはじめ、サポートをお願いします。

角村教育長

ほかにはないので、以上で、公開案件を終了します。

ここからは、非公開案件となります。事務局で、対応をお願いします。

それでは、議事案件から審議を行います。

議案第30号「教育委員会の所属職員の任免の件」について、事務局から説明してください。

事務局

(説明)

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(質問)

事務局

(回答)

角村教育長

ほかにはないので、採決に移ります。議案第30号「教育委員会の所属職員の任免の件」について、原案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第31号「淡路市学校事故調査委員会委員の委嘱の件」について、事務局から説明してください。

事務局

(説明)

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(質問)

事務局

(回答)

角村教育長

ほかにはないので、採決に移ります。議案第31号「淡路市学校事故調査委員会委員の委嘱の件」について、原案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

非公開の議事が終了しました。

これより公開としますので、事務局で対応してください。

角村教育長

ほかにはないので、それでは、次回委員会の開催日を決定したいと思います。事務局案といたしましては、10月23日(金)午後2時00分から淡路市役所本庁舎2号館3階大会議室4, 5を考えていますので、よろしくをお願いします。それでは、閉会のことばを、岸本教育長職務代理者をお願いいたします。

7. 閉 会

岸本教育長職務代理者

(挨拶)

岡山次長

本日は、誠にありがとうございました。